

# 九都県市省エネ家電及び高効率給湯器買替促進事業企画運営業務委託仕様書

## 1 件名

九都県市省エネ家電及び高効率給湯器買替促進事業企画運営業務委託

## 2 目的

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市をいう。以下同様。）は、家庭部門での二酸化炭素排出量削減を目的として、家庭での電気使用量が多いエアコン又は電気冷蔵庫について、省エネ家電への買替を啓発する「九都県市省エネ家電買替キャンペーン」を実施するとともに、高効率給湯器への買替を啓発する「九都県市高効率給湯器買替キャンペーン」を同時実施する。

## 3 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）

## 4 事業概要

### (1) 九都県市省エネ家電買替キャンペーン

省エネ家電に買い替えた九都県市の住民から応募を受け付け、抽選で賞品を進呈するとともに、最も古いエアコン、冷蔵庫を買い替えた者に賞品を進呈する。また、買替前と買替後の二酸化炭素排出量を比較することで、買替による二酸化炭素排出量削減効果を検証する。

#### ア キャンペーン期間

令和5年11月1日（水）から令和6年1月31日（水）まで

申込締切：令和6年2月9日（金）

#### イ 対象者

応募時点で九都県市内に居住し、自宅で10年以上使用しているエアコン及び冷蔵庫を期間内に対象製品に買い替えた者（買い増しは対象外）

#### ウ 応募方法

郵送又はインターネット

#### エ 対象製品

##### (ア) エアコン

統一省エネルギーラベルにおける省エネ性能多段階評価が3つ星以上

##### (イ) 電気冷蔵庫

統一省エネルギーラベルにおける省エネ性能多段階評価が3つ星以上

#### オ 当選者数

省エネ家電買替キャンペーン 企画提案内容に基づき発注者と協議の上決定した数

ビンテージ エアコン賞（もっとも古いエアコンを買い替えた者） 1名

ビンテージ 冷蔵庫賞（もっとも古い冷蔵庫を買い替えた者） 1名

### (2) 九都県市高効率給湯器買替キャンペーン

高効率給湯器に買い替えた九都県市の住民から応募を受け付け、抽選で賞品を進呈するとともに、最も古い給湯器を買い替えた場合に賞品を進呈する。また、買替前と買替後の二酸化炭素排出量を比較することで、買替による二酸化炭素排出量削減効果を検証する。

ア キャンペーン期間

令和5年11月1日（水）から令和6年1月31日（水）まで  
申込締切：令和6年2月9日（金）

イ 対象者

応募時点で九都県市内に居住し、自宅で10年以上使用している給湯器を期間内に対象製品  
に買い替えた者（買い増しは対象外）

ウ 応募方法

郵送又はインターネット

エ 対象製品

(ア) ヒートポンプ給湯機（エコキュート）

JIS C9220:2018 に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が 3.0 以上（寒冷地仕様は  
2.7 以上）。

(イ) 潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）

給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が 94%以上。給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、  
モード熱効率が 83.7%以上。

(ウ) 潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）

油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が 94%以上。石油給湯機の直圧式にあつては、  
モード熱効率が 81.3%以上。石油給湯機の貯湯式にあつては、モード熱効率が 74.6%以上。

(エ) 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリッド給湯機）

熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、  
年間給湯効率（JGKAS A705）が 102%以上であること。

(オ) 家庭用燃料電池（エネファーム）

一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が公表する登録機器リストに登録されている製  
品。

オ 当選者数

高効率給湯器買替キャンペーン 企画提案内容に基づき発注者と協議の上決定した数  
ビンテージ 給湯器賞（もっとも古い給湯器を買い替えた者）1名

## 5 業務内容

以下の本事業に係る業務を行うこととし、詳細については企画提案内容に基づき発注者と協議の上  
決定すること。

(1) 九都県市省エネ家電買替キャンペーン

ア 販売店舗等での周知広報

(ア) ポスターの作成

企画提案内容に基づき発注者と協議の上、作成する。

a 印刷物の規格

(a) 枚数 4, 250枚

(b) サイズ等 A2判(縦仕様)

(c) 仕様 古紙パルプ配合率70%以上の再生紙を使用すること。なお、在庫等の制約  
から入手が困難な場合は、発注者と協議の上、決定するものとする。

(d) 用紙 コート紙 菊版 93.5kg

(e) 色彩 フルカラー

(f) 方式 オフセット印刷(片面印刷)

b 校正

2回以上。令和5年10月16日（月）までに校了すること。

- c 内容
    - 本キャンペーンの内容を分かりやすく記載するとともに、本キャンペーンを通じて脱炭素ライフスタイルへの更なる行動変容にもつながるものとする。
  - d デザイン
    - 行政機関が配布するものとしてふさわしいものとする。また、色彩はフルカラーとするが、白黒印刷で使用することも想定したデザインとすること。
- (イ) チラシの作成
- 企画提案内容に基づき発注者と協議の上、作成する。
- a 印刷物の規格
    - (a) 作成枚数 100,000枚
    - (b) サイズ等 A4判
    - (c) 仕様 古紙パルプ配合率70%以上の再生紙を使用すること。なお、在庫等の制約から入手が困難な場合は、発注者と協議の上、決定するものとする。
    - (d) 用紙 コート紙 A判 57.5kg
    - (e) 色彩 フルカラー
    - (f) 方式 オフセット印刷(両面印刷)
  - b 校正
    - 2回以上。令和5年10月16日(月)までに校了すること。
  - c 内容
    - (a) 表面
      - 本キャンペーンの内容を分かりやすく記載するとともに、本キャンペーンを通じて脱炭素ライフスタイルへの更なる行動変容にもつながるものとする。
    - (b) 裏面
      - 省エネ家電の買替に係る説明、応募用紙、留意事項及び応募先等を記載すること。
      - 応募用紙には、住所、氏名、電話番号、メールアドレス、年代、世帯人数、対象製品、買替前製品の製造年及び使用年数、買替前・買替後のメーカー名・型番、「ビンテージ エアコン賞・冷蔵庫賞」への応募の有無、購入店名及び買替理由等の記入欄を設定すること。
      - また、キに記載する応募時のアンケート項目(キャンペーンを知ったきっかけ、キャンペーン応募のきっかけ等)の記入欄も設定すること。
      - 郵送による応募の際は、応募用紙を切り取り、購入を証する書類(領収証、レシート、納品書、メーカー保証書等)および買替を証する書類(家電リサイクル券の写し等)を同封の上、郵送するよう記載すること。
      - また、インターネットによる応募の場合は、購入を証する写真(領収証、レシート、納品書、メーカー保証書等を撮影した写真)および買替を証する写真(家電リサイクル券の写しを撮影した写真等)も併せて添付することを記載すること。
      - 「ビンテージ エアコン賞・冷蔵庫賞」応募者については、買替前の家電の全景写真及び製造日、機種及びメーカー名等が記載された銘板を撮影した写真を後日提出するよう記載すること。
  - d デザイン
    - 行政機関が配布するものとしてふさわしいものとする。また、色彩はフルカラーとするが、白黒印刷で使用することも想定したデザインとすること。
- (ウ) 啓発物品の作成
- 対象製品の販売店舗においてキャンペーンの周知および顧客の買替行動を促進する啓発物品を、企画提案内容に基づき発注者と協議の上、作成する。

a 内容

対象商品の販売店舗で活用しやすく、かつ環境に配慮した物品とすること。(例：販売員が身に着ける名札サイズのカード、対象製品に添付するポップ等)

b 作成数

企画提案内容に基づき発注者と協議の上、決定する。

(エ) ポスター、チラシ、啓発物品の発送

作成したポスター、チラシ及び啓発物品は、発注者が指定する通知文を封筒等に封入し、九都県市内の各施設あてに以下のとおり発送すること。なお、啓発物品の発送数については企画提案の内容に基づき発注者と協議の上決定する。

a 発送箇所、ポスター及びチラシの発送枚数

- (a) 発送箇所数は予定であり、実際の発送箇所数は変更となる可能性があることに留意すること。
- (b) 発送箇所一覧は別途受注者に提示する。なお、残部は契約期間中受注者が管理する。
- (c) 店舗等より追加の希望があった場合、適宜追加で発送する。

【参考】 発送箇所数及び発送枚数

	発送箇所数(箇所)	ポスター(枚)	チラシ(枚)
家電量販店	550	3	100
電機商業組合	2, 100	1	20
各都県市	9	50	300
予備		50	300
計	—	4, 250	100, 000

b 発送方法

発注者と協議のうえ決定する。なお、宅配便・DM便等は使用可能とする。発送箇所への各発送枚数により、適宜、封筒または段ボール等へ封入して発送することとする。

また、A2判ポスターについては、A4サイズ(印刷面を表にして4つ折り)で納品する。

c 納品期限

- ポスター及びチラシのPDFデータ納品 令和5年10月19日(木)
- 九都県市納品分 令和5年10月23日(月)
- 九都県市以外納品分 令和5年10月30日(月)

なお、記者発表日(令和5年10月30日予定)が変更となった場合は、当該記者発表日までに納品すること。

d 発送元の記載

次のとおり発送元を記載すること。

九都県市首脳会議環境問題対策委員会

【事務局】神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室

(電話) 045-210-4076

(ウ) 応募状況に応じた周知広報の強化

イ(ウ)b(a)に記載する応募状況速報の結果に応じて、発注者と協議の上、周知広報の強化に対応すること。

イ 応募受付及びデータ入力(想定件数1, 250件)

次のとおり書類の受付、問合せへの対応、データ入力を行う。また、キャンペーン期間中において、応募件数、購入店等及び発注者からの応募状況に関する問合せに対応すること。

(ア) 書類の受付及び入力フォームのサイトの作成・受付

提出のあった応募用紙について、書類の内容、購入を証する書類、買替を証する書類を確認し、不備がある場合は、必要に応じて応募者と調整する。また、書類と同様の WEB 入力フォームのサイト（以下入力フォームという。）を作成し、同様に受付業務を実施する。入力フォームからの申し込みに関してはデータの入力も合わせて行う。

(イ) 問合せへの対応

本キャンペーンに対する住民及び業者からの問合せに対応する。予想される質問については発注者と協議のうえ整理し、入力フォームにあらかじめ回答を掲載すること。

(ロ) データ入力

エクセル等を活用し、応募者一覧表を作成する。

a データ入力項目

応募日、応募方法、住所、氏名、電話番号、メールアドレス、年代、世帯人数、製品の別（エアコン／電気冷蔵庫）、買替前製品の製造年、買替前・買替後のメーカー名・型番、「ビンテージ エアコン賞・冷蔵庫賞」への応募の有無、購入店名、買替理由、年間消費電力量削減量、二酸化炭素排出量削減量及び使用年数等。

二酸化炭素排出量削減量については、環境省 省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん」を活用し、二酸化炭素排出量削減効果を算出すること。「しんきゅうさん」の比較結果は、印刷で出力する等、比較結果の根拠書類として保存すること。

b 入力期限

入力期限は次のとおりとする。なお、(c)については、クに掲げる報告書と併せて提出することとする。

(a) 応募状況速報に係る必要事項（応募方法、住所（市区町村まで）、製品の別、購入店名）の集計

令和5年1月30日（木）までの応募状況速報	令和5年12月8日（金）
令和5年12月31日（日）までの応募状況速報	令和6年1月10日（水）
令和6年1月31日（水）までの応募状況速報	令和6年2月8日（木）

(b) 抽選及び発送に係る必要事項

令和6年2月29日（木）

(c) 二酸化炭素排出量削減効果に算出に係る必要事項

令和6年3月15日（金）

ウ 賞品の選定

多数の住民のキャンペーンへの応募を促進するため、環境配慮型家電製品や九都県市の物産品などの魅力的な賞品を選定すること。

なお、賞品は1点につき10万円を限度額とする。また、賞品総額は企画提案内容に基づき発注者と協議の上決定する。

選定した賞品について、各賞品の提供企業と周知広報で使用する画像の調整等も行うこと。

エ 抽選の実施

当選者の決定にあたり抽選を実施する。なお、抽選については、公平な手段を用いて実施すること。

(ア) 抽選対象の抽出

令和6年2月9日（金）までに到着したものを対象とする。また、締切日時点で書類に不備があるものについては、抽選対象としないが、応募件数には計上する。

(イ) 抽選

イで入力した応募者一覧のデータを基に抽選を実施し、順位を決定する。1位から順に、受注者の企画提案を基に発注者があらかじめ定めた順位に対応する賞品を割り当てる。

(ロ) 当選無効及び繰り上げ当選

当選者と連絡が取れない等、賞品発送先が把握できない状況が一定期間継続した場合、当選を無効とする。また、当選無効となった場合、無効と判断した時点における当選していな

い抽選対象のうち最も順位の高い者を繰り上げ該当賞品の当選者とする。

オ 「ビンテージ エアコン賞・冷蔵庫賞」の選定

(ア) 最も古い対象製品の選定

令和6年2月9日(金)までに到着したものを対象とする。また、締切日時時点で書類に不備があるものについては対象としないが、応募件数には計上する。

(イ) エアコンの選定方法

- a 製造年が最も古いエアコンを選定する。
- b 製造年が同一であった場合は、買替前の冷房能力(kW)が高いものを選定する。
- c 冷房能力も同一であった場合は、抽選により当選者を決定する。

(ウ) 電気冷蔵庫の選定方法

- a 製造年が最も古い電気冷蔵庫を選定する。
- b 製造年が同一であった場合は、買替前の容量(l)が大きいものを選定する。
- c 容量も同一であった場合は、抽選により当選者を決定する。

(エ) 当選者への連絡、当選無効及び繰り上げ当選

- a 当選者に事前に連絡し、当選者から送られた写真により型番等を確認する。
- b 次の場合は当選を無効とする。また、当選無効となった場合、当該対象のうち次に古いものを繰り上げ当選とする。
  - (a) 当選者から送られた写真により型番等が確認できない場合。
  - (b) 当選者と連絡が取れない等、賞品発送先が把握できない状況が一定期間継続した場合。

カ 賞品の購入及び発送

受注者は、企画提案内容に基づき発注者と協議の上決定した賞品を購入し、発注者が提供する通知文と併せて以下のとおり発送すること。

(ア) 発送箇所

九都県市内の当選者住所

(イ) 発送方法

発注者と協議のうえ決定する。なお、宅配便等受領確認が可能な方法で発送すること。また、容器包装の過剰な使用は避けること。

(ウ) 発送期限

令和6年2月29日(木)

(エ) 発送元の記載

次のとおり発送元を記載すること。

九都県市首脳会議環境問題対策委員会

【事務局】神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室

(電話) 045-210-4076

キ 応募者アンケートの実施

本キャンペーンの応募時および応募期間終了後に、各応募者に対してアンケートを実施すること。

(ア) 応募時

応募用紙に各項目の記入欄を設定すること。設問については以下の内容を含めることし、発注者と協議のうえ決定すること。

- a 年代
- b 住所
- c 買い替えた家電
- d キャンペーンを知ったきっかけ

- e キャンペーン応募のきっかけ
- f その他発注者が別途指示する内容

(イ) 応募期間終了後

応募期間終了後に WEB 上で実施すること。設問については以下の内容を含めることとし、実施方法の詳細、実施時期等についても発注者と協議のうえ決定すること。

- a 対象製品を使用しての省エネ効果等の感想
- b キャンペーンによる脱炭素ライフスタイルへの行動変容
- c その他発注者が別途指示する内容

ク 報告書の提出

本キャンペーン実施にかかる報告書をまとめ、発注者に提出する。

(ア) 記載事項

算出した二酸化炭素排出量削減効果を用い、世代及び世帯構成等の内容に基づき詳細な分析を行う。アンケート項目の集計結果も記載すること。なお、住所や世帯構成等については、統計的に処理を行い、個人が特定できないものとする。

(イ) 報告期限

令和6年3月15日(金)

(2) 九都県市高効率給湯器買替キャンペーン

ア 販売店舗等での周知広報

(ア) ポスターの作成

企画提案内容に基づき発注者と協議の上、作成する。

a 印刷物の規格

- (a) 枚数 1, 730枚
- (b) サイズ等 A2判(縦仕様)
- (c) 仕様 古紙パルプ配合率70%以上の再生紙を使用すること。なお、在庫等の制約から入手が困難な場合は、発注者と協議の上、決定するものとする。
- (d) 用紙 コート紙 菊版 93.5kg
- (e) 色彩 フルカラー
- (f) 方式 オフセット印刷(片面印刷)

b 校正

2回以上。令和5年10月16日(月)までに校了すること。

c 内容

本キャンペーンの内容を分かりやすく記載するとともに、本キャンペーンを通じて脱炭素ライフスタイルへの更なる行動変容にもつながるものとする。

d デザイン

行政機関が配布するものとしてふさわしいものとする。また、色彩はフルカラーとするが、白黒印刷で使用することも想定したデザインとすること。

(イ) チラシの作成

企画提案内容に基づき発注者と協議の上、作成する。

a 印刷物の規格

- (a) 作成枚数 65, 200枚
- (b) サイズ等 A4判
- (c) 仕様 古紙パルプ配合率70%以上の再生紙を使用すること。なお、在庫等の制約から入手が困難な場合は、発注者と協議の上、決定するものとする。
- (d) 用紙 コート紙 A判 57.5kg

- (e) 色 彩 フルカラー
- (f) 方 式 オフセット印刷(両面印刷)
- b 校正
  - 2回以上。令和5年10月16日(月)までに校了すること。
- c 内容
  - (a) 表面
    - 本キャンペーンの内容を分かりやすく記載するとともに、本キャンペーンを通じて脱炭素ライフスタイルへの更なる行動変容にもつながるものとする。
  - (b) 裏面
    - 高効率給湯器の買替に係る説明、応募用紙、留意事項及び応募先等を記載すること。
    - 応募用紙には、住所、氏名、電話番号、メールアドレス、年代、世帯人数、対象製品、買替前製品の製造年及び使用年数、買替前・買替後のメーカー名・型番、「ビンテージ給湯器賞」への応募の有無、購入店名及び買替理由等の記入欄を設定すること。
    - また、キに記載する応募時のアンケート項目(キャンペーンを知ったきっかけ、キャンペーン応募のきっかけ等)の記入欄も設定すること。
    - 郵送による応募の際は、応募用紙を切り取り、購入を証する書類(領収証、レシート、納品書、メーカー保証書等)および買替を証する書類(買替前製品の処分費用・撤去費用が記載された請求明細、自宅での設置写真等)を同封の上、郵送するよう記載すること。
    - また、インターネットによる応募の場合は、購入を証する写真(領収証、レシート、納品書、メーカー保証書等を撮影した写真)および買替を証する写真(買替前製品の処分費用・撤去費用が記載された請求明細を撮影した写真、自宅での設置写真等)も併せて添付することを記載すること。
    - 「ビンテージ給湯器賞」応募者については、買替前の給湯器の全景写真及び製造日、機種及びメーカー名等が記載された銘板を撮影した写真を応募時に添付するか、後日提出するよう記載すること。
  - d デザイン
    - 行政機関が配布するものとしてふさわしいものとする。また、色彩はフルカラーとするが、白黒印刷で使用することも想定したデザインとすること。
- (ウ) 啓発物品の作成
  - 対象製品の販売店舗においてキャンペーンの周知および顧客の買替行動を促進する啓発物品を、企画提案内容に基づき発注者と協議の上、作成する。
  - a 内容
    - 対象商品の販売店舗で活用しやすく、かつ環境に配慮した物品とすること。(例：販売員が身に付ける名札サイズのカード、対象製品に添付するポップ等)
  - b 作成数
    - 企画提案内容に基づき発注者と協議の上、決定すること。
- (エ) ポスター、チラシ、啓発物品の発送
  - 作成したポスター、チラシ及び啓発物品は、発注者が指定する通知文を封筒等に封入し、九都県市内の各施設あてに以下のとおり発送すること。なお、啓発物品の発送数については企画提案の内容に基づき発注者と協議の上決定する。
  - a 発送箇所、ポスター及びチラシの発送枚数
    - (a) 発送箇所数は予定であり、実際の発送箇所数は変更となる可能性があることに留意すること。
    - (b) 発送箇所一覧は別途受注者に提示する。なお、残部は契約期間中受注者が管理する。
    - (c) 店舗等より追加の希望があった場合、適宜追加で発送する。

【参考】 発送箇所数及び発送枚数

	発送箇所数(箇所)	ポスター(枚)	チラシ(枚)
家電量販店	550	2	100
給湯器販売店	65	2	100
各都県市	9	50	300
予備		50	1,000
計	—	1,730	65,200

b 発送方法

発注者と協議のうえ決定する。なお、宅配便・DM便等は使用可能とする。発送箇所への各発送枚数により、適宜、封筒または段ボール等へ封入して発送することとする。また、A2判ポスターについては、A4サイズ(印刷面を表にして4つ折り)で納品する。

c 納品期限

ポスター及びチラシのPDFデータ納品 令和5年10月19日(木)

九都県市納品分 令和5年10月23日(月)

九都県市以外納品分 令和5年10月30日(月)

なお、記者発表日(令和5年10月30日予定)が変更となった場合は、当該記者発表日までに納品すること。

d 発送元の記載

次のとおり発送元を記載すること。

九都県市首脳会議環境問題対策委員会

【事務局】 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室

(電話) 045-210-4076

(ウ) 応募状況に応じた周知広報の強化

イ(ウ)b(a)に記載する応募状況速報の結果に応じて、発注者と協議の上、周知広報の強化に対応すること。

イ 応募受付及びデータ入力(想定件数250件)

次のとおり書類の受付、問合せへの対応、データ入力を行う。また、キャンペーン期間中において、応募件数、購入店等及び発注者からの応募状況に関する問合せに対応すること。

(ア) 書類の受付及び入力フォームのサイトの作成・受付

提出のあった応募用紙について、書類の内容、購入を証する書類、買替を証する書類を確認し、不備がある場合は、必要に応じて応募者と調整する。また、書類と同様のWEB入力フォームのサイト(以下入力フォームという。)を作成し、同様に受付業務を実施する。入力フォームからの申し込みに関してはデータの入力も合わせて行う。

(イ) 問合せへの対応

本キャンペーンに対する住民及び業者からの問合せに対応する。予想される質問については発注者と協議のうえ整理し、入力フォームにあらかじめ回答を掲載すること。

(ウ) データ入力

エクセル等を活用し、応募者一覧表を作成する。

a データ入力項目

応募日、応募方法、住所、氏名、電話番号、メールアドレス、年代、世帯人数、買替前製品の製造年、買替前・買替後のメーカー名・型番、「ビンテージ給湯器賞」への応募の有無、購入店名、買替理由、年間消費電力量削減量、二酸化炭素排出量削減量及び使用年数等。

二酸化炭素排出量削減量については、次の基準により二酸化炭素排出量削減効果を算出す

ること。また、算出結果の根拠となるデータも保存すること。

- (a) ヒートポンプ給湯機（エコキュート） 1台あたり年間 525.6kg 削減
- (b) 潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ） 1台あたり年間 70.9kg 削減
- (c) 潜熱回収型石油給湯機（エコフィール） 1台あたり年間 70.9kg 削減
- (d) 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリッド給湯機）  
1台あたり年間 596.5kg 削減
- (e) 家庭用燃料電池（エネファーム） 1台あたり年間 163.8 kg削減

#### b 入力期限

入力期限は次のとおりとする。なお、(c)については、クに掲げる報告書と併せて提出することとする。

- (a) 応募状況速報に係る必要事項（応募方法、住所（市区町村まで）、製品の別、購入店名）の集計
  - 令和5年11月30日（木）までの応募状況速報 令和5年12月 8日（金）
  - 令和5年12月31日（日）までの応募状況速報 令和6年 1月10日（水）
  - 令和6年 1月31日（水）までの応募状況速報 令和6年 2月 8日（木）
- (b) 抽選及び発送に係る必要事項 令和6年 2月29日（木）
- (c) 二酸化炭素排出量削減効果に算出に係る必要事項 令和6年 3月15日（金）

#### ウ 賞品の選定

多数の住民のキャンペーンへの応募を促進するため、環境配慮型家電製品や九都県市の物産品などの魅力的な賞品を選定すること。

なお、賞品は1点につき10万円を限度額とする。また、賞品総額は企画提案内容に基づき発注者と協議の上決定する。

選定した賞品について、各賞品の提供企業と周知広報で使用する画像の調整等も行うこと。

#### エ 抽選の実施

当選者の決定にあたり抽選を実施する。なお、抽選については、公平な手段を用いて実施すること。

##### (ア) 抽選対象の抽出

令和6年2月9日（金）までに到着したものを対象とする。また、締切日時時点で書類に不備があるものについては、抽選対象としないが、応募件数には計上する。

##### (イ) 抽選

イで入力した応募者一覧のデータを基に抽選を実施し、順位を決定する。1位から順に、受注者の企画提案を基に発注者があらかじめ定めた順位に対応する賞品を割り当てる。

##### (ウ) 当選無効及び繰り上げ当選

当選者と連絡が取れない等、賞品発送先が把握できない状況が一定期間継続した場合、当選を無効とする。また、当選無効となった場合、無効と判断した時点における当選していない抽選対象のうち最も順位の高い者を繰り上げ該当賞品の当選者とする。

#### オ 「ビンテージ給湯器賞」の選定

##### (ア) 最も古い対象製品の選定

令和6年2月9日（金）までに到着したものを対象とする。また、締切日時時点で書類に不備があるものについては対象としないが、応募件数には計上する。

##### a 選定方法

- (a) 製造年が最も古い給湯器を選定する。
- (b) 製造年が同一であった場合は、買替前の給湯能力(l/分)が高いものを選定する。
- (c) 給湯能力も同一であった場合は、抽選により当選者を決定する。

- (イ) 当選者への連絡、当選無効及び繰り上げ当選
  - a 当選者に事前に連絡し、当選者から送られた写真により型番等を確認する。
  - b 次の場合は当選を無効とする。また、当選無効となった場合、当該対象のうち次に古いものを繰り上げ当選とする。
    - (a) 当選者から送られた写真により型番等が確認できない場合。
    - (b) 当選者と連絡が取れない等、賞品発送先が把握できない状況が一定期間継続した場合。

#### カ 賞品の購入及び発送

受注者は、企画提案内容に基づき発注者と協議の上決定した賞品を購入し、発注者が提供する通知文と併せて以下のとおり発送すること。

- (ア) 発送箇所  
九都県市内の当選者住所
- (イ) 発送方法  
発注者と協議のうえ決定する。なお、宅配便等受領確認が可能な方法で発送すること。また、容器包装の過剰な使用は避けること。
- (ウ) 発送期限  
令和6年2月29日(木)
- (エ) 発送元の記載  
次のとおり発送元を記載すること。  
九都県市首脳会議環境問題対策委員会  
【事務局】神奈川県横浜市中区日本大通1  
神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室  
(電話) 045-210-4076

#### キ 応募者アンケートの実施

本キャンペーンの応募時および応募期間終了後に、各応募者に対してアンケートを実施すること。

- (ア) 応募時  
応募用紙に各項目の記入欄を設定すること。設問については以下の内容を含めることとし、発注者と協議のうえ決定すること。
  - a 年代
  - b 住所
  - c 購入した給湯器の種類
  - d キャンペーンを知ったきっかけ
  - e キャンペーン応募のきっかけ
  - f その他発注者が別途指示する内容
- (イ) 応募期間終了後  
応募期間終了後に WEB 上で実施すること。設問については以下の内容を含めることとし、実施方法の詳細、実施時期等についても発注者と協議のうえ決定すること。
  - a 対象製品を使用しての省エネ効果等の感想
  - b キャンペーンによる脱炭素ライフスタイルへの行動変容
  - c その他発注者が別途指示する内容

#### ク 報告書の提出

本キャンペーン実施にかかる報告書をまとめ、発注者に提出する。

- (ア) 記載事項  
算出した二酸化炭素排出量削減効果を用い、世代及び世帯構成等の内容に基づき詳細な分析を行う。アンケート項目の集計結果も記載すること。なお、住所や世帯構成等については、統計的に処理を行い、個人が特定できないものとする。

- (イ) 報告期限  
令和6年3月15日(金)

## 6 成果品の提出

- (1) 九都県市省エネ家電買替キャンペーン  
ア ポスター 1部  
イ チラシ 1部  
ウ 応募者一覧表 1式  
エ 報告書 1式  
オ 二酸化炭素排出量削減効果比較結果の根拠書類 1式  
カ 上記アからオの情報を記憶した電子データCD-R  
(ア及びイはPDF形式、JPG形式及びai形式等加工が可能な形式のものとする。)
- (2) 九都県市高効率給湯器買替キャンペーン  
ア ポスター 1部  
イ チラシ 1部  
ウ 応募者一覧表 1式  
エ 報告書 1式  
オ 二酸化炭素排出量削減効果算出結果の根拠 1式  
カ 上記アからオの情報を記憶した電子データCD-R  
(ア及びイはPDF形式、JPG形式及びai形式等加工が可能な形式のものとする。)

## 7 成果物の帰属関係等

- (1) 受注者は、いかなる場合においても、本契約の履行により知り得た秘密を漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。
- (2) 受注者が本委託の履行に当たり収集したデータ等一式は全て九都県市首脳会議環境問題対策委員会に帰属する。このため、納入物件引渡し時には、紙媒体及び電子媒体の全てのデータ等を九都県市首脳会議環境問題対策委員会に提出するものとする。
- (3) 受注者が本業務を履行するに当たり作成した著作物（以下「新規著作物」という。）の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条で規定する権利を含む。）等知的財産権についての権利は、九都県市首脳会議環境問題対策委員会に帰属する。
- (4) 九都県市首脳会議環境問題対策委員会は、受注者が作成したデザインを、九都県市首脳会議環境問題対策委員会及び九都県市の各ホームページへの掲載及びデータのダウンロード、SNS等への掲載、啓発品等作成等で自由に活用できるものとする。
- (5) 新規著作物中に、受注者が従来から有している著作物又は第三者の著作物が含まれている場合は、これらの著作物の著作権は譲渡の対象から除外する。ただし、受注者は、九都県市首脳会議環境問題対策委員会によるこれらの著作物利用に支障がないよう必要な措置をとるものとする。

## 8 支払方法

全ての委託業務の履行確認後、受注者からの請求に基づき一括して支払う。

なお、本仕様書の両キャンペーンの合計想定件数1,500件と実際の応募件数に20%以上に増減するような著しい乖離が生じた場合は、発注者と受注者は協議のうえ、必要に応じて変更契約により契約金額を変更する。

## 9 その他

- (1) 受注者は、九都県市首脳会議環境問題対策委員会の担当者（以下担当者という。）から業務の進

捗状況等について説明を求められたときは、速やかに対応すること。

- (2) 本仕様書に疑義がある場合は担当者の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、担当者と受注者が協議の上決定する。
- (3) 個人情報、契約書別添（第 16 条関係）の特記事項により適正に取り扱うこと。
- (4) 色彩表現については、カラーユニバーサルデザインを遵守すること。
- (5) 業務の成果品等については、神奈川県グリーン購入基本方針に基づく適合物品等を使用するものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、契約約款によるものとする。